

建設水道常任委員会

令和元年11月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○木澤 正男	溝部真紀子
齋藤 文夫	中川 靖広	大森恒太郎
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	植村 俊彦
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	三原 進也
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
上下水道課長	上田 俊雄	同 課 長 補 佐	上田 和弘
同 課 長 補 佐	田口三十士		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、大森委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のあいさつをお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、大森委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査（1）都市基盤整備事業に関することについてでございます。

それでは、いかるがパークウェイの整備についてご報告をさせていただきます。前回までの委員会におきまして、三室交差点付近の工事及び本線部分の接続につきましては、地下埋設管路の設計の見直し、インフラ事業者等の関係機関との協議等の工事スケジュールの変更が生じ、本線部分への交通の切換えについて、奈良国道事務所からは、本年12月末をひとつの目途とされる旨、報告をまいりました。それ以降、関係機関との協議、工事の進捗状況から、11月末頃には三室交差点の本線切り替えができる状況となってきたとのことでございます。現在、具体的な切り替え作業について、警察等とも日程を含め、最終的な調整が行われているとのことであり、切り替えの時間帯につきましては、交通量等を勘案し、夜間の

作業になるものと思われます。なお、具体的な切り替えの期日につきましては、近日中に国から記者発表により公表されることとなっておりますので、期日がわかり次第、改めましてお知らせをさせていただきたいと考えております。この度の道路の切り替えによりまして、車両、歩行者等の通行経路に変更が生じますことから、沿道の自治会、学校等に対しまして、順次、説明、告知が行われているところでございます。

また、この後も、三室交差点付近におきましては、完成形に向けまして、引き続き工事が行われてまいります。特に安全対策には十分配慮されながら進められますよう、国とも引き続き連携、調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、継続審査（１）都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 今、説明お聞きしましたけども、具体的にですね、例えば、斑鳩町の町民、広報に載せるとか、どういうルートで車が入ってくるのか、普通の交差点と何か違いますんでね、間違っただ向車線に入ってしまうとか、歩行者を見失ってしまうとかあると思いますんで、その辺のところの徹底はどのようにされるのか教えてもらいたいと思います。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 特に利用形態といたしまして、通行経路に変更が生じることとなります直近の紅葉ヶ丘自治会さま、三室地区自治会さま、新楓町自治会さま、こちらのほうには自治会内での進行経路の変更も大きく生じることから、具体的に説明会が行われている、ないし、準備が行われているというところでございます。なお、通過構図を含め町民全体の告知といたしましては、記者発表後に切り換え期日が判明したのち、広報チラシを奈良国道事務所

のほうから全戸に配布されるという予定で準備を進めていただいているところでございます。

齋藤委員　そしたら、チラシ配布してから実際に運行が変わるまでの期間というのはどのくらいの期間あるでしょうか。2、3日だったら徹底できるわけないし、やはりある程度の期間ないと全員に徹底できないんじゃないかなと思いますけども、その辺のところ教えてください。

都市整備課長　広報チラシの配布期日につきましては、今のところ情報としては入ってございませんけれども、各戸に配布、各お宅に配布されるということでございますので、回覧等で周知しますと一定の時間は要しますんですけども、各戸に配布という形を取ることとなってございます。しかしながら町といたしましても、できるだけ早期に配布手続きをいただきますよう、申し入れをさせていただいているところでございます。

齋藤委員　斑鳩町民だけでなくですね、平群のほうから来る人、王寺のほうから来る人、いろんな方面がありますけども、その辺のところが徹底っていうんですか、告知はどのようにされますか。

都市整備課長　記者発表でどの程度の情報で公表されるというところまでは、当町といたしまして掴んでるところではございませんけども、主に通過交通につきましては、大きく経路に変更は生じないことから、現場での表示等による対応になるのが主なところかなというところでございます。

齋藤委員　安全に気をつけて事故の起こらないよう、よろしくお願いいたします。

委員長　他にございませんか。　木澤委員。

木澤委員　沿道の自治会さんに順次説明会が行われているということですが、そこで自治会のほうから意見とか要望とかってというのは出てるんですか。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備
課長 自治会のほうで実際に伺った意見といたしましては、通行経路の変更に伴う安全対策の徹底ということが多くございまして、これについて国のほうに直接申し入れをされたというところ、それと、各それぞれご自身の利用の経路の確認といったところが多くございました。

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、(2) 陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望についてです。

本件について、事務局から報告がありますので、発言を許可します。
佐谷議会事務局長。

議会事務
局長 おはようございます。議会事務局より、本件についての議案名についてお詫びとご報告を申しあげます。

本件について、9月議会で継続審査案件とするときに、議案番号を記載しておりませんでした。たいへん申し訳ございません。委員からご指摘を受け、調査しましたところ、「陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について」が正しいとわかりましたので、本日の委員会レジメにつきましては、「陳情第3号」を入れておりますので、ご了承くださいようよろしくお願いいたします、以上でございます。

委員長 それでは、「陳情第3号 長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について」として審議いたしたいと思えます。

本件については、9月13日の建設水道常任委員会において、陳情者の

地区が困っておられる状況は分かるけれども、町営住宅の駐車場が道路となった場合、新たな交通問題がおこる可能性がある。また陳情者以外の周辺自治会の意向がわからないといったことから、継続審査とし、委員それぞれがさまざまな住民の意見を聞くなど、十分に調査研究した上で慎重に審議をしようということになっておりました。9月以降、各委員で調査研究されたうえのご意見をお聞きしたいと思います。

意見ございませんでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 委員長おっしゃるように、前回の委員会で調査のために継続にしていたいて、ちょっと時間をいただきたいというふうに申しあげて、近隣の自治会の会長さんを中心にいろいろ聞かせていただいたんです。話をお聞きしにいきますと、まずそもそもですね、この開発があったり、道路を南側に延伸したいという話があること自体を皆さんご存知なくて、議会にこういう陳情があがって、町にも要望があがったりとかいう経緯をまずご説明させてもらってですね、意見を聞かせてもらったんです。そうすると、いきなりそんなこと言われてもいきなり判断でけんよという声が多かったんですけども、あそこの道路をつくることによって、今まで通り抜け道路になっていて、だからそれが分散されると見込まれる自治会の会長さんからはつくってほしいという声は確かにありました。ただですね、それ以外の自治会の会長さんからは、やっぱりあそこの道路をつくると南側、南東側、龍田神社とか龍田の本通りのほうに抜ける車が増えて非常に危なくなるから、つくることについては慎重になってほしいとか、絶対反対だと強くおっしゃる方もいらっしゃいました。いろいろそういうご意見聞かせていただくと、近隣の自治会からも理解とか合意っていうのが今の段階では得られていないかなというふうに思うんです。非常に安全対策についてを求める声もありましたし、もしあそこをつくるというのであれば、例えば業者さんのほうで説明会をされるなりして、地域の合意形成はかっていく必要があるのかなと思いますんで、今の段階でね、それが形成されているとは思いませんので、そうなると町が町有地を協力してあそこを道路にしていくという条件は整っていないと思うんです。ですので、私は今の段階

で、この陳情を採択して町に対して町有地を協力することを求めていくことについては、ちょっと賛成できないかなというふうに考えています。

委員長 他に意見ございませんでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 私も各地区の人に聞きました。北庄から長田、龍田神社付近の交通量が増えると予想されるため、駐車場の当該の用途変更はしないでほしいという意見が多かったように思います。ただ、付近の方はやっぱり言いにくい面があって、言葉濁すような方もいらっしゃいましたですけども、心情を察するに、やっぱりしないでほしいという意見が多かったように思います。また、今、猫坂から役場まで通学路になっておりまして、国道25号の猫坂入口付近にも、斑鳩町の教育委員会の名前で「児童登校中につき午前7時40分から8時までご遠慮ください」とかですね、龍田神社の前にも「児童登校中につき午前7時40分から8時まで車の通行をご注意ください」とか、看板設置されております。こういう関係で、児童や歩行者の安全が十分担保されていないという状況の中で、駐車場を道路に変更するというのは、現状では厳しいのかなというふうには思います。ただ、やっぱり、なんらかの方法でですね、狭い道を通れるような形ですね、方法があってもいいかなと思いますけども、現状では、あそこを道路に変更するのは難しいというふうに思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 本件については、当委員会として取りまとめを行いたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

(午前9時14分 休憩)

(午前9時17分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩中に委員会として取りまとめを行いましたのでご報告いたします。

長田町町営住宅駐車場の道路への用途変更要望について、委員の皆さまが各自調査していただいた上でのご意見をお聞きする中では、陳情者の地区が困っておられる状況はわかるけれども、町営住宅の駐車場が道路となった場合、新たな交通問題が起こる心配がある、また、陳情者以外の周辺自治会に反対の意見があるといったご意見でした。

このような理由から、不採択の方向であるというご意見が多かったように思います。この後、委員会として採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

本件について、委員皆さまのご意見をお聞きする中では、不採択すべきというご意見が多数であります。

よって、本件については、当委員会として、不採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

この次第書は間違い。可をはからなければいけなかった。起立採決で不採択とすべきだった。

委員長

異議なしと認めます。

よって、本件については、当委員会として満場一致で不採択すべきものと決しました。

本件については、当委員会としては、不採択すべきものと決しましたので、議長におかれましては、次期定例会において、手続きをとっていただきますようお願いいたします。

継続審査については終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 県営水道の受水等について、理事者の報告を求めます。

上田上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、県営水道の受水等について、ご説明を申しあげます。

現在、水道事業におきましては、奈良県からの県営水道から受水する県水と、町の浄水場施設でつくる自己水により、水道水を町民の皆様にご使用いただき、その料金収入により、事業運営を行っているところでございます。しかしながら、浄水場施設等の改築更新や県営水道の受水量により、今後の水道事業会計が大きく左右されますことから、その現状と課題等についてご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。まず、本町の水道水の有収水量と受水の状況でございます。本町における有収水量は、平成25年度、289万9,434立方メートル、平成29年度には283万2,030立方メートルに推移しており、平成30年度は283万9,167立方メートルの水道水が年間で使用されております。その内訳として、県営水道からの受水と本町の浄水場でつくる水道水、いわゆる自己水の配分は、平成25年度では、県営水道203万9,496立方メートル、自己水85万9,938立方メートルとなり、平成29年度では、県営水道200万409立方メートル、自己水が83万1,621立方メートルとなり、平成30年度では県営水道が200万立方メートル、自己水が83万9,167立方メートルとなり、各年度、概ね県営水道が7割、自己水が3割の割合で水道水を供給している状況でございます。

次に、本町の浄水に係る施設と耐用年数でございます。資料の2枚目をお願いいたします。まず浄水場は、三井の水道庁舎にあります三井浄水場と第二慈母園の西側にあります第一浄水場の2か所の浄水場を保有いたしております。次に、その取水施設では、三井浄水場系統で三井地区から幸前地区にかけて4か所、第一浄水場系統では目安地区に9か所の取水井戸が地元水利組合のご協力を得て利用いたしております。次に、つくった水道水を貯める配水池は、三井浄水場内の三井配水池、第一浄水場内の第一配水池、惣明墓地の北側、いかるがゴルフセンター東側にあります北部配水池、白石畑集落の南側にあります白石畑配水池、の合計4か所の配水池がございます。そして、ポンプ施設では、黎明保育園の東側にあります目安取水井戸の原水を第一浄水場へ送水する加圧ポンプ、第一浄水場から北

部配水池に送水する北部送水ポンプ、天満池東側にあります三井浄水場から白石畑配水池に送水する白石畑ポンプの3か所のポンプ施設がございます。それぞれの施設につきまして、建設年度から法定耐用年数まで水色で着色し、改築更新等を実施した施設については延伸した期間をオレンジ色で着色いたしております。また、直近で改築更新が必要になる施設については赤色の数字で改築更新概算費用を示しており、その合計は約4億5,400万円と推計いたしております。また、その他の施設につきましても、施設の耐用年数を目途に順次更新工事が必要となってまいります。

次に、施設の改修を含む、修繕事業でございます。資料の3枚目、施設の更新及び修繕費用実績をご覧ください。左側の水色で着色している更新及び修繕では、左側から配水池で、平成23年度から25年度に、北部配水池の更新を実施いたしております。配水管では、公共下水道等の他事業と連携し老朽管の更新や耐震・耐久性に優れた水道用ポリエチレン管への改築の費用でございます。浄水場では、特に大規模な整備として平成12年度から14年度に第一浄水場の更新を実施しております。その他の年度では、破損や不具合が起きた施設や設備機器への修繕を都度、実施した費用でございます。また取水井戸では、ポンプの修繕・取替や浚渫を実施した費用でございます。次に、オレンジ色で着色しております小規模な修繕では、配水管の漏水修繕や、浄水場等施設の各設備機器の部品交換等を実施した費用でございます。このように町の浄水場施設では、各年度において更新や修繕費用を支出し施設の維持管理を行っている状況でございます。なお、表の右側に決算資料の貸借対照表の流動資産、現金及び預金の金額の推移を参考に掲載いたしております。

次に、浄水場施設の維持管理に係る費用でございます。資料の4枚目をお願いいたします。平成30年度における浄水場に係る費用として、項目別に決算額と、その右側に三井浄水場及び第一浄水場の維持管理費用を抜粋し、そのうち浄水場施設の稼働に必要な項目をオレンジ色で着色いたしております。まず人件費では、現在、職員1名、臨時職員3名で浄水場の維持管理業務を行っております、特に3名の臨時職員につきましては、主に水質管理等を業務いたしております。次に委託費では、各設備機器の点

検作業等を専門業者に委託している費用でございます。手数料では、浄水場のろ過池でろ過後に残る汚泥や土砂の処分に係る費用でございます。賃借料では395,800円のうち取水井戸に係る土地賃借料として274,000円となっております。修繕費では、各浄水場の小規模な設備機器の部品交換や修繕の費用でございます。動力費では、各取水井戸から浄水場へ送るポンプや、浄水場から配水池へ送るポンプに係る動力の費用でございます。薬品費では、浄水に係る薬品の費用でございます。補償費では、取水井戸の設置及び原水の取水についての地元水利組合への補償費用でございます。最後に、特別修繕として第一浄水場活性炭取替費用でございます。以上が浄水場の稼働に伴い、必要となる経費でございます。

次に、資料の5枚目、財政推計についてご説明させていただきます。

平成30年度 斑鳩町水道事業会計決算書の資料として提出しております2枚の財政推計を比較用として1枚にまとめた表でございます。左側が県営水道7割、自己水3割を維持して、浄水場施設の更新を行う場合の令和2年度からの推計でございます。一方、右側の水色に着色しております表が、町の浄水場の稼働を停止し、全て県営水道の受水にした場合の推計でございます。財政推計を比較いたしますと、まず左側の自己水を維持した財政推計では、中ほどの資本的支出の浄水施設更新費のオレンジに着色している令和3年度9,680万円、令和4年度2億20万円、令和5年度660万円、令和6年度2,530万円、令和7年度4,070万円、令和8年度4,290万円の合計4億1,250万円の更新費用を計上いたしております。その財源として、その上段の資本的収入の企業債の着色部が増額となっております。また、その上段の収益的支出では、企業債に伴う支払利息と減価償却費が増額となっております。一方、右側の県水100%の財政推計では収益的支出で受水費が増額となりますが、動力費、薬品費、修繕費及びその他経費が減額となっております。次に、最下段の企業債残高では、緑色に着色しております自己水を維持し施設更新を行う左側は、令和9年度の時点で14億8,840万1千円と推移し、県営水道100%の右側では11億8,340万1千円となり、その差、約3億円の差が生じてまいります。

また、次に、その上の段のグレー色で着色しておりますキャッシュフローでは、左側の自己水を維持し施設更新を行う場合は2億8,098万5千円、右側の県営水道100%の場合は2億7,157万5千円と差額は約1千万程度となっております。これは、浄水場施設を更新する場合には財源が企業債となり、5年据え置き期間はキャッシュフローに反映されませんが、後年になって資本的支出の企業債償還金が必要となり、キャッシュフローも減少してまいります。なお、財政推計につきましては、県営水道の受水費につきましては、県営水道との協定により130円の基準内分と超過分が90円になるなど、精査が必要となってまいりますので、今後の財政推計に反映する予定でございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。県営水道受水量と費用についてでございます。上段の表に、平成30年度の県営水道受水状況を示しております。黄色着色部で、有収水量283万9,167立方メートルに対し、水道料金収入6億6,158万1,212円となり、そのうち県営水量が200万立方メートルで、県営水道受水費が2億7,863万9,994円となっております。よって、料金収入から県営水道受水費を差し引きますと、税込3億8,294万1,218円となっております。

次に、試算といたしまして、ケース1では町の浄水場を停止し、県営水道100%に切り替えた場合を試算いたしますと、県営水道量が301万7,845立方メートルとなり、県営水道受水費は3億7,757万4,534円となり、料金収入から受水費を差し引きますと、税込2億8,400万6,678円となり、現行より9,893万4,540円の減となっております。次に、試算としてケース2では、町の浄水場のうち第一浄水場のみを停止した場合を試算いたしますと、県営水道受水量が249万7,168立方メートルとなり、県営水道受水費が3億2,696万4,730円となり、料金収入から県営水道受水費を差し引きますと、税込3億3,461万6,482円となり、現行より4,832万4,736円の減となっております。

次に、資料7をお願いいたします。町の浄水場を維持した場合と県営水道100パーセントに切り替えた場合の課題等を列挙いたしております。

町の浄水場施設を更新し自己水を継続した場合は、停電等が起こった場合には、機械設備や送水ポンプが停止し、取水井戸からの送水や浄水する機能が停止することになります。また、浄水場施設の更新には、多大な費用がかかりますので、施設の更新については計画的に実施していく必要があります。一方、町の浄水場施設を廃止し、県営水道100%に切り替えた場合には、災害や緊急時の管理体制の検討が必要となってまいります。また、停止した浄水場施設の活用や維持管理についてや、現在使用している取水井戸を地元水利組合に返すにあたり協議も必要になってまいります。

最後に、県内市町村の県営水道100パーセントについての状況を参考に記載しております。100パーセントの市町村が11市町村、移行中が5市町村、協議中が1町となり、100パーセントでない市町が7団体となっております。以上が、水道事業における現状及び課題でございます。

町といたしましては、このまま浄水場施設を更新し維持していくには、大きな資本に係る費用が必要となり、後年に大きな負担となってまいります。一方、県営水道に切り替えた場合につきましては、増加する受水費用に対して十分にコスト縮減の検討を行う必要が重要となってまいります。

いずれにいたしましても、水道事業会計における支出の増につきましては、水道料金に反映することとなりますことから、できる限り後年の費用負担を少なくし、現在の料金体系等の維持を図っていくことが重要であると考えております。このことから、自己水の浄水施設を廃止した場合のコストや財政状況等を精査するなかで、県営水道の切り替えについて検討を重ねていきたいと考えております。

今後、さらに検討を進め、一定のとりまとめができた時に、再度、担当常任委員会へご相談させていただきたいと考えております。

以上、県営水道の受水等についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、説明いただいた中で、(5)の財政推計の比較のところ

で、県水の単価超過分90円とおっしゃってたんですけど、ちょっとその意味がよくわからなかったんで、もう一度説明お願いできますか。

委員長 上田上下水道課長。

上下水道課長 県営水道の単価についてでございますけども、次のページの(6)のページを見ていただきまして、平成30年度の決算の数字なんですけども、県水という欄に、左からですね、Dというところに県営総受水量がありまして、これが200万立方メートルとなっているところでございますけども、県水と各市町の協定の中で、基準内分については1立方メートル130円ということになっております。そしてそれ以外の超過分につきましては90円という契約になっておりますので、斑鳩町におきましては、平成30年度の基準内分として195万立方メートルが基準内分として130円で計算し、それ以上の分は90円となるということでございます。

木澤委員 わかりました。あとですね、これ推計ということを出していただけてますけど、自己水については町で数字把握しておられる分やと思うんですけども、県水の見込みのほうですね、根拠っていうんですか、そりゃ町は県から聞いた数字当てはめるしかないと思うんですけども、それがどういう数字になってるのかな。というのは、これまで例えば消防の広域化であったりとか、広域化するとか合併するとか一本化するとか言う前に、将来的にこういう推計になりますよという数字が出てくるんですけども、実際にその通りにいっていないということのほうが多いと思うんです。そうすると、今の段階で出してもらっている県からの数字というのを、どういうふうに見たらいいのかなっていうのもありまして、現在の状況でどういう数字を出していただいているのか教えてもらえますか。

上下水道課長 県営水道と斑鳩町との関係につきましては、もう受水費のみの単価を支払うということでございます。要は、買った水量分をそのまま支払いしている部分で、県営水道はその費用をもって事業を実施いたしております。

て、下水道と違って、維持管理費とか建設負担金とかという数字はございませんので、まさに使った分だけを支払っているという関係で、いま、財政推計の中で示しております水量については、一番下段のところに県水という形で量を、受水量を書いた数字が一番下段、表の下の部分ですね、財政推計ですね、5枚目を見ていただいて、財政推計の表の一番下の県水と書いてある、有収水量、給水量と書いている分がありまして、これは人口減少に伴うものとして、これから斑鳩町、これぐらいの水量を使った時の、県水からの買う分をそのまま単価を、購入した分、ということで財政推計に当てはめたものでございます。

木澤委員　これ見ると、県水のほうの令和8年度、9年度っていうのはこれ増えてますけど、これ人口減っていくけど、県水は増える。

上下水道課長　この財政推計につきましては、平成30年度決算で示させていただいたものでございまして、この段階で県営水道に切り替えるスケジュールといいますか、計画、もし令和8年にした場合、令和8年から切り替えると、黄色の部分を見ていただきますと、受水量も、令和8年に切り替えた場合を想定した財形推計になっておりますので、令和8年から受水量が増えるという試算でございまして。

木澤委員　それと6ページ、6枚目ですね、全部県水に移行する場合と、第1浄水場のみを残した場合ということでいうと、そういうやり方もできるのかなということで、これもそうすると、どういう聞き方していいのかよくわからないですけども、浄水場は残しますけども、それ以外の部分で町として必要な設備っていうのは出てくるかなと思うんですけども、そこはどれぐらいのものなんですか。

上下水道課長　浄水場施設を廃止した場合につきましても、配水池といわれる部分ですね、第1浄水場と三井浄水場と北部配水池と白石畑配水池、要はタンクですね、タンクについては緊急の場合も含めて残していく施設として計画い

たしております。また、このケース1、ケース2を試算しておりますのは、実は施設を残すという選択肢をした場合は余計、経費、両方使うこととなりますので、金額としてはこういった差は出てくるものの、維持管理費についてはここには計上、まだカウントはされてないので、維持管理費が結局はひとつ残すことによってまたその経費がかかるという問題点はありますので、ここでは6ページの部分では残した場合をどうして計算しているかと申しますと、第1浄水場がかなり、生物でろ過しておりますので、かなりの維持管理費がかかっておりますので、第1浄水場がそのまま維持管理をしていくという選択肢が、かなり町としては課題かな、ということでもありますので、特に第1浄水場を停止した場合のみをお示しさせていただきますのでございます。

木澤委員 特にメリットがあるということで、分けてるわけではないんですね。

上下水道 そうですね。

課長

木澤委員 あと7ページのところ、町の浄水場の施設等、これ「停止」と書いてますけども、さっき課長説明の中で「廃止」というふうにおっしゃったんですけど、これ停止したままで、また復旧することはできるんですか。

上下水道 停止と廃止を混合して使ってますものですみません、停止した場合ですね、第1浄水場については生物反応で処理しておりますので、ほぼそれを復旧するにあたってはかなりの費用が要りますので、その選択肢は難しいかなと思っております。ただし、三井浄水場の場合は薬品によるみのろ過ですので、置いといてある程度機械の設備とかすべてを入れ替えて、そういう費用をかけた場合はもう一度稼働はできますけども、ほぼ機械の費用負担を考えますと、難しいというふうに考えております。

木澤委員 そしたら事実上廃止ということですね。

上下水道
課長
木澤委員 選択の中でそういうことになります。

木澤委員 あと、説明の中でまた今後検討してさらに委員会でも相談していくとおっしゃってくれてましたけども、以前にも一般質問でお聞きしてましたけど、町としていつまでに選択をせないかんというスケジュール的なものですね、ちょっと再度お聞かせいただけますか。

上下水道
課長 財政推計におきましては、令和8年度という計画でお示しさせていただいているところがございますけども、資料の2枚目に添付いたしております施設概要と耐用年数の表をみていただきますとおわかりいただけますように、着色している水色の部分がかかなり、切れているところが切迫しております。ということは施設の更新を順次進めていかなければなりませんので、現在においても各ポンプや施設の修繕に順次取り掛かっているところがございますので、町といたしましては、もし県営水道に受水をするということであれば、少しでも早くした方が修繕費がかかってまいりませんので、そういった準備を行って、早期に、ご理解を得られましたらそういった選択をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

木澤委員 町の考え方はそうなのかもしれませんが、県の書いているスケジュールありますよね、県水100パーセントと、また一体化とは別なのかもしれませんが、結局100パーセントにして一体化していこうということであると、協議会つくったりとか、最終的には町にするのとは、前の段階で協議に斑鳩も参加しますよという決断を、判断をせないかん時期があると思うんですけど、それが言うたら事実上入るか入らへんか選択するところの最終選択だと思いますんで、それがいつになるかはわかりますか。

上下水道
課長 この県営水道100パーセントについて、実はこの財政推計を示させていただいている令和8年については、委員のおっしゃるとおり県域水道一体化構想に基づいて令和8年に経営統合するというのを以前お示しさせていただいた中でつくった資料でございます。ところが担当といたしまして

は、県域一体化と県営水道100パーセントは切り離して考えていただかないと、もし県域一体化にならなかった場合であったとしても、町の水道事業が適した運営を図っていくために100パーセントは、費用を考えて、これを検討していくということで、改めて説明をさせていただいておりますので、県域一体化になる、ならないにかかわらず、またこの問題とちょっと切り離して考えていただくことをちょっとお願いしたいというふうに思っております。

木澤委員 別個のものとしたとしても、県から迫られるスケジュール、期日ってありますよね。それはいつになりますか。

上下水道課長 100パーセントについての期日は特に県からはありません。要は各市町村の水道事業会計が運営を任されておりますので、各町の主体的な考えで県営水道100パーセント、もしくは自己水の運営を行っているところでございます。

木澤委員 そうなんですけれども、ただ、一体化になろうと思うと県水100パーセントじゃないと参加できませんよね、そうじゃないんですか。

上下水道課長 県域一体化になりますと、浄水場施設も県の施設、例えば大きい市で、まだ保持しております浄水場も県の施設になりますので、それが委員のおっしゃる100パーセントといえは100パーセントになりますし、今はずっとなるまで自己水でやっていく市もございます、斑鳩町についてはこの浄水場は小さいのでそれが残っていくというのは維持管理上難しいとは聞いておりますけども、各市においては残る浄水場がございますので、最終的には100パーセントという考え方にはなってまいりますけども。

木澤委員 もう、らちがあかんでいいです。

あと、県水100パーセントの方が維持管理費が少なく済むよということで検討はされてますけども、私、だから100パーセントにして結局自

分ところの施設廃止してしまっ、ゆくゆく県水が値上げしますということになりかねないんじゃないかなという問題を持って、だから、いろんな条件ないのかなと思うんですけど、例えば生駒郡やったら生駒郡だけで施設を共有して経費の削減を図っていくとか、そういう選択っていうんですかね、は、可能なのかっていうと、今、お答えできますかね。

上下水道
課長

県域一体化につきましても、今、勉強会で示されている部分については企業団というひとつの団体をつくって、県及び市町村がそこに参加してひとつの企業団をつくるというような形で運営していくということを今検討されております。委員のおっしゃるように、郡、その枠組みが郡になるとか、いろんな枠組みがありますけども、当然そうなるのであれば、広域化っていう話になれば、枠組みでできんことはないですけども、要は今検討しております施設については、各市町村とも水道事業、やはり維持管理に負担を感じている、更新が難しいという共通の課題がありますことから、枠組みは小さいよりも大きいほうが広域化のメリットが出てきますことから、今の県営水道100パーセントもそうですけども、斑鳩町で施設を持ってこれから供給していくよりも、県営水道の供給をいただいて安定的な安全な水で、安定的に水を供給していくと、そして費用も維持管理、同じコストで皆さんに供給できるという最善策ではないかというようなことは考えているところでございます。

木澤委員

今日、別に結論出すわけではないですけども、私は県水100パーセントにしていくについてもリスクがやっぱり大きくなるんじゃないかなという面があると思いますんで、だからその点も踏まえてどうしていくのかというのは検討していく必要があるというふうに今の段階では思っております。また、今後も相談はしていただけるということですけども、やっぱり今日の説明いただいても、なかなか全部把握はできませんし、どんな課題があるのか等についてもさらに深く勉強していきたいなと思ってるんです。今期1期目の委員さんもいらっしゃいますんで、できたら委員会として学習会などを開催していきながら、より理解を深めていきたいなという

ことで、理事者の皆さんにもご協力いただければなと思いますので、できれば委員長のほうで、建設水道常任委員会として学習会を開催するという
ことをまたご検討いただきたいと思いますのでお願いします。

委員長 中川委員。

中川委員 さっき県の受水費、立米130円って言ってはったけど、それは今の現
状かな。

委員長 上田上下水道課長。

上下水道 基準内の部分については今の現状130円でございます。
課長

中川委員 今、県水100にしている近隣で言うたら田原本や上牧、平群、その辺
も同じ、100パーセントのところも同じ単価なんかな。

上下水道 単価につきましては、基準内分は130円で超過分が90円ございま
課長 す。ただ、基準内分の水量については人口の加減により、各市町村の水量
が違うので、斑鳩町でいいましたら195万立方メートル分が130円と
決まっていますけども、各市町村が195万の数字が違うということになっ
てまいります。

中川委員 そやから100パーセントにされる前と後とは同じ単価なんかな、基準
の中は。

上下水道 そうでございます。
課長

中川委員 それは県営水道100パーセント、あんたとこの品物100にするか
ら、なんぼぐらいになりまっかとか、そういう交渉はでけへんの。

上下水道課長 交渉という場は今のところないんですけども、協議会等がありますので、そういったところで、県域一体化の話もございますので、そういった場で単価については各市町村いろんな意見がでてると聞いております。

中川委員 県域一体化の場合にはそうなるやろけど、県水100買う時に、県と交渉でけへんのかなって。

上下水道課長 特に交渉は今現在はしてない。またちょっとその場についてはありませんので、また県には聞いておきます、また、そういうふうな意見があった場合、どういうふうに伝えたらいいのかを研究してまいります。

中川委員 県に言うたらええだけやん。それと令和8年から県営100に変えた試算やねんけども、さっきうち臨時職員3人で水質検査してもらっている言うて、その県水100にしても水質検査すんの、せえへんの。

上下水道課長 県水100パーセントになりますと、自己水の分の水質検査が不要になりますけど、タンクから出る末端の部分の水質検査は残ってまいりますので、それは町として行ってまいりますので、水質検査はしますけども、数が少なくなるということがございます。

中川委員 施設の運営、2か所の浄水場稼働してるのをゼロになるわけやんか。廃止するねんから。それでも人件費はまったく変わらないの、これはなんでやの。

上下水道課長 人件費につきましては、当然、水質検査も少なくなってまいりますので、変わってくるのでございますけども、この財政推計については、これが予測がちょっとできないもので、そのまま財政推計に載せている状況でございます。この辺も、また次精査する中でお示しさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、
お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた
だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午前9時57分 閉会)